

産科医療補償制度の概要

制度創設の経緯

平成25年7月25日

第64回社会保障審議会医療保険部会

日本医療機能評価機構
追加提出資料

産科医療補償制度は、近年の産科医の不足や、分娩を取扱わない医療機関の増加などにより、産科医療の提供が十分でない地域が生じていることを背景として、平成21年1月から(公財)日本医療機能評価機構において創設された。

本制度は、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児とその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性麻痺発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決および産科医療の質の向上を図ることを目的とする。

補償対象

(※ 該当年に誕生した児のうち、制度創設時の対象者推計数は概ね500~800人)

○ 分娩に関連して発症した重度脳性麻痺

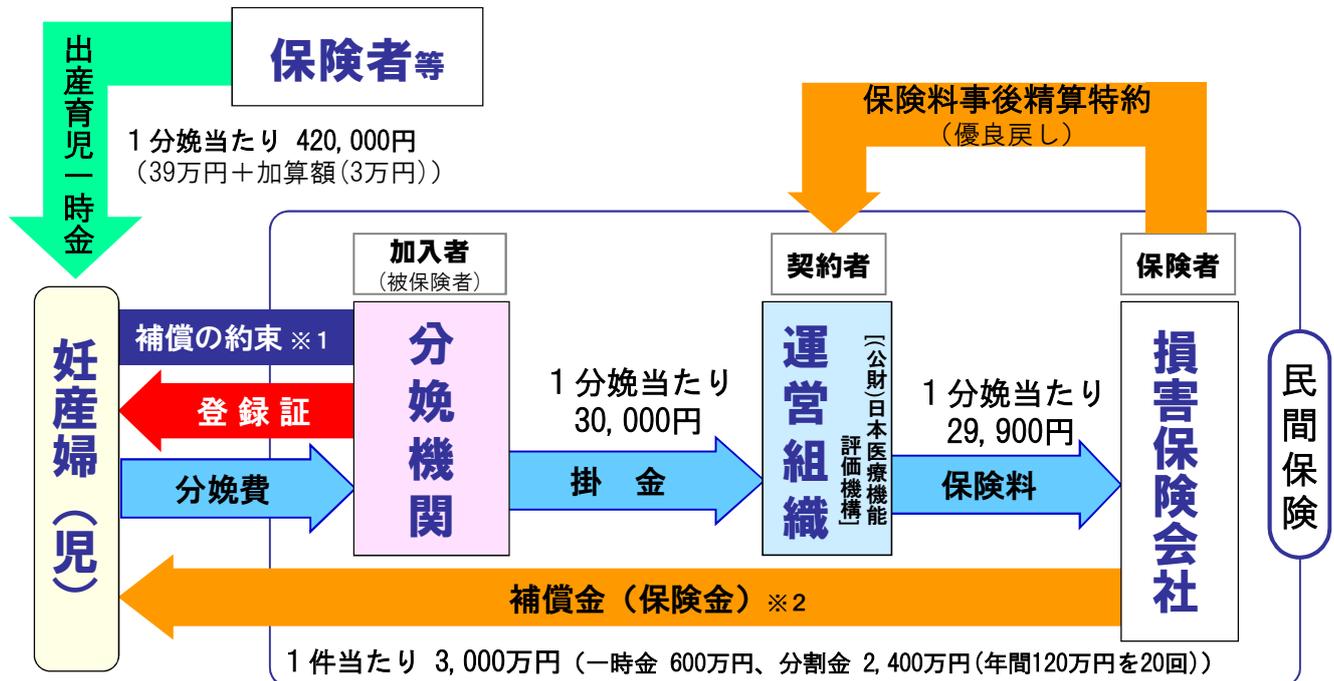
- ・出生体重2,000g以上かつ在胎週数33週以上、または在胎週数28週以上かつ所定の要件に該当する場合
- ・身体障害者等級1・2級相当の重症者
- ・先天性要因等の除外基準に該当するもの除く

○ 補償申請期間は児の満5歳の誕生日まで (※平成21年生まれの児の場合、平成26年まで申請可能)

その他

遅くとも5年後を目処に、制度内容について検証し、適宜必要な見直しを行う。

<補償の機能>



※1：運営組織が定めた標準補償約款を使用して補償を約束

※2：運営組織にて補償対象と認定されると、運営組織が加入分娩機関の代わりに損害保険会社に保険金を請求し、保険金が補償金として支払われる

原因分析

医学的観点から原因を分析し、報告書を作成し、妊産婦と分娩機関に送付する。

事例情報の蓄積

再発防止

複数の事例を分析し、再発防止策等を提言する。

広く一般に公開、提言

産科医療の質の向上

原因分析・再発防止の機能